

【諮問（個人）第125号】

22川情個第4号

平成22年4月16日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成21年5月25日付け21川健函第141号で諮問のありました、保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成21年4月13日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して「公務中の骨折により、局の事務連絡の際に30分程度の受診を局と職場の上司の了解をえて数回してきたところですが、平成21年4月8日盲人図書館長より市民の目があり時間休をとるようにという、指示があり、驚いたところです。私病ならば、通院は時間休となりますが、私病と公傷を同じ休暇（時間休）扱いにするのは、問題だと指摘しました。館長は、自ら許可していながら、誰かの中傷等に毅然とした対応もせず、無責任な対応に愕然としました。それら一連の関係書類・メモ等の開示を求めます。」として保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は本件請求に対して、当該文書は作成していないとして、平成21年4月22日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成21年4月28日付けで、「文書不存在とは考えられない」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問（個人情報）第125号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成21年7月13日付け意見書及び平成21年12月15日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 平成21年2月17日に、事務連絡の際に強風により乗車しようとしていた自転車が転倒して左手首を骨折した。これは、公務災害になる可能性が高いものである。
- (2) その後、事務連絡の際に、30分程度の受診を局と職場の上司の了解をえて数回通院したところで、平成21年4月8日に健康福祉局障害保健福祉部盲人図書館館長（以下「館長」という。）より、時間休をとって通院するようにとの指示があった。
- (3) これは、不当な人事異動に関して異議を申し立てている異議申立人に対して圧力をかける意図が伺える行為であって、館長に指示した者からのメモ等が存在するはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成21年6月25日付け処分理由説明書及び平成21年11月13日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は次のとおりである。

- (1) 本件の請求に係る保有個人情報は、「館長に指示したサイドからの記録等」であるが、指示を受けた事実はないため、対象文書は存在しない。
- (2) 異議申立人に対して通院について休暇（時間休）の指示を行ったことについては、

館長自身が所属長として判断を行ったものであるため、それら一連の関係書類・メモ等についても、作成していないため、存在しない。

(3) したがって、開示請求に係る一切の文書は存在しないため、文書不存在を理由に開示請求拒否処分を行った。

5 審査会の判断

異議申立人の開示請求に係る保有個人情報、館長に対してなされた指示等が記載された一連の関係書類・メモ等の内容である。

異議申立人の主張は、大要、自己の左手首の骨折は、公務中に発生したものであり、公務災害となる可能性があるにもかかわらず、その治療のための通院について、当初了解していた館長が負傷後約1か月あまり経過した時期に、時間休をとるようにという指示をしたことは、不当な人事異動に関して異議を申し立てている異議申立人に対して圧力をかける意図が伺える行為であって、館長に指示等した者からの内容を記録したメモ等が存在するはずであるという。

条例において、保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう(条例第2条第3号)。

そうすると、そもそも異議申立人の主張するような指示を実施機関の職員が職務上作成する必要はないと考えられるし、仮に異議申立人の主張するような内容を記載した何らかの文書が存在するとしても、それが当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有されているとは考えがたい。

しかし、異議申立人は、メモ等が存在するはずであると主張するので、本審査会は、平成21年12月18日、異議申立人が主張する館長に指示等した者からの内容を記録したメモ等が存在するかについて、盲人図書館において審査会委員による調査を実施した。その結果、異議申立人の開示請求に係る保有個人情報を記録したメモ等が当該実施機関において保有されていないことを確認した。

したがって、条例第2条第3号に該当する保有個人情報は存在しないと認められる。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員	鈴木庸夫
委員	高岡香
委員	安富潔
委員	葭葉裕子